

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成30年2月5日（月）
午後2時40分
- ・ところ 魚津市農業協同組合
営農経済センター2階会議室

議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 39 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 平成30年2月5日(月)

2. 総会の場所 魚津市農業協同組合営農経済センター2階会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 13名

1番 北田 直喜 2番 谷越 彦茂 3番 沖本 喜久雄

4番 野崎 努 5番 小坂 芳夫 7番 石坂 誠一

8番 中山 修 9番 徳本 久邦 10番 原 武雄

11番 関口 たず子 12番 中田 登與志 13番 中島 悦子

14番 杉山 篤勇

5. 総会に欠席した農業委員の数 1名

6番 谷口 敬蔵

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名

道下地区 大崎 章博

7. 議事録署名委員

1番 北田 直喜 3番 沖本 喜久雄

8. 総会に出席した職員

事務局長 山岡 晃 庶務係長 五十嵐 孝

主査 赤坂 喜英 主任 杉本 ゆき子

主事 高木 宣行

【開 会：午後2時40分】

杉山会長： それではただ今から平成30年度1月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、1番北田委員、3番沖本委員にお願いいたします。

議案第39号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第39号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。2ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は1件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は道下地区1件、1,436㎡です。それでは3ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第39号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： それでは担当地区委員からの説明をお願いします。

原委員： 地区担当推進委員の大崎委員と現地を確認してきました。申請内容については事務局の説明の通りでございます。アパートが出来て道も広がり、交通の便も良くなりましたのでなんら問題無いと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに現地確認委員からの説明が終わりました。本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

大崎委員： 説明の中で前面市道に公共の水道管は埋設されておらず、アパート管理者が個人で通した管しかないということで上水道は井戸を掘削するとありましたが、私設の管は使えないのですか。

高木主事： 水道管管理者との交渉によると思います。使用する場合は相応の負担金等も発生すると考えられます。今回の申請内容は井戸の掘削ということでした。

野崎委員： 井戸の掘削により周辺住民への影響も懸念されるが、市の許可等は必要か。

高木主事： 市の環境安全課に確認したところ、揚水機の断面積が21cm²を超えるものについては届出が必要とのことでした。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第39号は意見決定いたします。これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

五十嵐係長：（農地利用最適化の推進に関する指針について説明）

杉本主任：（魚津市農業者意見交換会、平成29年度農業委員等研修会について説明）

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時40分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第5条調査書

議案第39号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、10ha未満（7ha）の集団規模の区域内にある農地で、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	保育園や小中学校にも近く子育て世帯の需要が見込まれるため、注文住宅敷地として建築されます。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金についても全額自己資金でまかなう計画で残高証明書の写しを申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請地に抵当権が設定されていますが、既に弁済しており、抹消登記手続きのために裁判所への精算人選任申請がなされており、問題ないと思えます。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	法定外公共物（水路）がありますが、管理する市から払下げを受ける予定であり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、5区画の注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は注文住宅敷地を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成工事については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣の土地に被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。 生活排水は公共下水道を利用し、雨水等の排水については、申請地北側に隣接する排水路へ放流する計画となっており、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		